

(有) 徳重産業

徳重 正男 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について (通知)

令和 4年 7月 29日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許可(般一 4) 第 115525 号
許可の有効期間	令和 4年 9月 30日から 令和 9年 9月 29日まで
建設業の種類	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 8月 30日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)